

平成 16 年 10 月 15 日

地方厚生（支）局長 殿

「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」
の一部改正について

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

（公印省略）

厚生年金基金の設立、合併、分割等の認可等に係る事務の効率化の観点から、今般、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」（平成 8 年 6 月 27 日企国発第 33 号・年数発第 6 号）の一部を下記のとおり改正し、本日から施行することとしたので、貴管下厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部を次のように改正する。

第 1 の 1 (4) ア、第 2 の 1 (1)、第 3 の 1 (1)、第 3 の 2 の 1 (1) 及び (2) 並びに第 3 の 2 の 3 (1) (ア) 及び 中「正 1 通、副 2 通」を「正副各 1 通」に改める。